



きゅうふさぷり

Vol. 5

● 掲 載 内 容

- TOPIC 1 サービス担当者会議の考え方と
ケアプラン第4表の書き方を整理
しましょう
- TOPIC 2 給付制限（給付額の減額）とは
- TOPIC 3 介護保険課からのお知らせ

給付適正化で！



発行のごあいさつ

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。
介護給付費を過不足なく、皆さんに適正に給付していくために、町田市では介護給付の
適正化事業を行っております。

しかし、町田市の介護サービスの利用人数は約1万5千人となっております。行政の適正
化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことが一
番大切です。

～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

この「きゅうふさぷり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、
考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしく願
いいたします。

サービス担当者会議の考え方とケアプラン第4表の書き方を整理しましょう

サービス担当者会議とは

利用者の望む生活や利用者に関する情報をサービス担当者と共有し、利用者や家族の意向や担当者の専門的な見地からの意見を聞き取って、ケアプラン原案を見直し、ケアチームの支援方針を決定するものです。

サービス担当者会議の開催からケアプラン交付まで

開催時期

- ・ ケアプラン（暫定プラン含む）を作成・変更するとき。
- ・ 利用者や家族の状況変化への対応や問題解決のために、ケアマネジャーが必要であると判断したとき。

開催準備

- ・ 利用者や家族に、個人情報を取り扱う同意を得ます。
- ・ 会議の関係者に開催日時・場所を連絡します（ケアプラン原案を送付しておくとなお良い）。
- ・ 開催の目的とテーマ（検討する内容）を明確にしておきます。

会議時のポイント

- ・ 開催の目的とテーマを説明します。
- ・ 照会の内容を共有します。
- ・ 利用者や家族から意向を確認します。
- ・ 利用者や家族に、ケアプランに位置づけられたサービスについて理解してもらいます。
- ・ 緊急時の連絡先や体制を確認します。
- ・ 決定事項と今後の方針を確認します。

記録の残し方

- ・ 会議で話し合われた内容（誰からどのような意見が出たのか、どのような援助方針になったのか）を整理し、後になってみてもわかるよう文書にして保管します。

ケアプランの作成・交付

- ・ 利用者にケアプランについての同意を得て、利用者と担当者にケアプランを交付します。

内容

備考

- ・ 暫定プランを作成したときは、認定結果確認後、暫定プランの修正が必要かどうかをアセスメントしましょう。

＜専門的意見の聴取を照会に行うのは以下の場合です＞

- ・ 開催の日程調整を行ったが、担当者の事由により、出席できない場合（照会前提にしてはいけません）。
- ・ 家族が遠方に住んでる等で出席できない場合。

- ・ ケアマネジャーは中立な立場で進行し、発言者に偏りが無い意見交換を心がけましょう。
- ・ 専門用語はできるだけ避け、利用者や家族がわかる言葉を使いましょう。
- ・ ケアプラン原案の変更は柔軟に行いましょう。
- ・ テーマに沿って話し合われているかを意識しましょう。

- ・ 情報を共有するためにも、できる限り担当者に記録を送付するようにしましょう。

- ・ ケアプラン交付後、各サービス担当者に個別サービス計画の提出を依頼し、内容の連動性や整合性を確認しましょう。



担当者事前に書類を渡しておくと、会議がスムーズに進行するわね！

第4表(サービス担当者会議の要点)の記載方法

サービス担当者会議の要点

作成年月日 2017 年 5 月 31 日

本人の負担考慮や日常生活状況の把握の観点から、自宅が望ましいです。

居宅サービス計画作成者(担当者)氏名 A

回数は累計です。

利用者名

開催日 2017 年 5 月 31 日

開催場所 本人自宅

開催時間 15:00 ~ 16:00

開催回数 5

会議出席者	所属(職種)	氏 名	所属(職種)	氏 名	所属(職種)	氏 名
	本人	T. Sさん	家族	M. Nさん(長女・電話照会)	□□福祉用具	□□福祉用具相談員
	家族	I. Sさん(長男)	〇〇病院	〇〇医師(文書照会)	〇△ヘルパーステーション	〇△サービス提供責任者
	友人	Sさん	△△デイサービス	△△相談員	介護支援専門員	A

検討した項目

- ケアプランの見直しについて(認定更新)
 - 健康状態の改善について(食生活、運動)
 - 自宅での入浴について
 - 福祉用具貸与の継続について

不参加でも照会をしていた場合は「(照会)」記載し、照会内容は記録に残しましょう。

・項目が明確になっていますか。
・項目ごとに番号を入れていますか。

検討内容

- ①〇〇医師から、「血圧が高くなっているの、内服を増やす前に、食生活や運動の見直しが必要」と文書で意見を伺った。本人は日中独居で、昼食をカップ麺等で簡単に済ませてしまうため、夕方になるとお腹が空いてしまい、飲酒が始まる。それにより血圧が高くなっていると考えられ、夜間の失禁がある。また、本人はもう入院したくないと言っている。再度入院しないためにも、バランスの良い食事の必要性を説明し、本人は理解してくれた。運動については、長男から「デイサービスの利用回数を増やしてほしい」という提案もあったが、先月から参加している認知症カフェへ毎週通えば、往復で運動量が確保されるため、デイサービスの利用回数は現状維持でよいと話し合った。本人は認知症カフェへの通いが楽しいと言っている。
- ②本人は一人で入浴したいと言っており、〇△ヘルパーステーションからも、「浴槽の跨ぎができて、理学療法士に運動機能の評価をもらったところ、「浴室の環境整備ができれば浴槽の跨ぎはしてもらい浴室すのこを購入することで、浴室の環境整備ができる」と話が合った。長男は、本人の
- ③機能訓練の効果もあり、生活動作は安定してきたが、ベッドからの起き上がり、立ち上がりは、右半身に軽度の麻痺があるため、掴まるものがないとできないことを全て確認した。

提供する内容だけでなくサービスを入れる目的・提供主体・提供方法・頻度・時間・留意点などを検討し、記載していますか。

検討した項目の番号に対応して記載されていますか。

福祉用具貸与の検討もされていますか(必要性も記載してください)。

結 論

- ①本人の「毎日3食しっかり食べて健康でいたい」という言葉を目標に、デイサービス以外の平日に配食サービスを利用する。バランスの良い昼食をしっかりと食べ、夕方の飲酒を減らすことで、高血圧の改善を図るとともに、夜間の失禁を予防する。デイサービスは現行通り、週2回利用する。認知症カフェに毎週通えるよう、Sさんや家族に声掛けしてもらう。
 - ②一人で入浴できるように浴室の環境整備を行う。長男は公社へ設備改善申込みをし手すりを設置する。段差解消は浴室すのこの購入する。△△デイサービスでは浴槽の跨ぎ動作の指導してもらう。初めは息子さんに入浴時の見守りをお願いする。
 - ③手すりの貸与は動作の容易性、安全性確保のために、今後も継続していく。
2. 本人が楽しみをもって生活できるよう、家族や関係者に励ましていき、本人ができることを評価してケアプランに位置付けていこうと、これからもSさんには訪問をお願いし、団地のカラオケや認知症カフェも続けられるよう、ご家族にも協力をお願いした。

「誰が〇〇をする」というような具体的な書き方で結論を明記していますか。

次の開催時期と開催方針が記載されていますか。

残された課題

- ①については3か月後に評価、その結果で次の担当者会議を検討する。
- ②入浴については、環境整備後速やかに評価を行い、訪問介護の終了を判断する。

本人の希望等により利用しなかった居宅サービス、結論がまとまらなかった項目とその理由、不足している社会資源等について、記載されていますか。

皆がこんなに話し合ってくれてる。私もできることから頑張ろう。



給付制限(給付額の減額)とは

給付制限(給付額の減額)とは

納期限後も介護保険料を納めず2年経過すると、納めることができなくなります。納めることができなくなった保険料があると、その期間に応じて給付制限(給付額の減額)がかかります。

制限内容

- (1) 介護サービスを利用する際の自己負担割合が3割※に引き上げられます。
- (2) 負担限度額認定及び高額介護サービス費の負担軽減措置が受けられなくなります。
- (3) 住宅改修及び福祉用具購入の際、受領委任払いが利用できなくなります。

給付制限が確認する方法

介護保険被保険者証に「給付制限の内容」と「制限される期間」が記載されています。そのため、毎月モニタリングを行う際に、介護保険被保険者証を確認してください。なお、給付額の減額等は認定結果を通知する日の属する月の翌月の初日からです。

内容に「給付額の減額」と記載されている場合、負担割合証に記載されている利用者負担(1割または2割)ではなく、3割※の利用者負担となります。

※2018年8月以降は3割又は4割になります。

毎月モニタリングの時に
確認してください。

給 付 制 限	内 容	期 間
	給付額の減額	開始年月日 平成 * * 年 * 月 * 日 終了年月日 平成 * * 年 * 月 * 日
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日



最初のアセスメントの時に滞納しているか確認できるといいね♪

納めていない利用者がいた時、
制度の説明をお願いします。



介護保険制度は高齢社会において介護を必要とする方々を社会全体で支える目的でつくられました。介護サービスを提供するために必要な費用は、皆さまから納めていただく介護保険料と公費(税金)でまかなわれています。

社会全体で支えあう介護保険制度にご理解、ご協力をお願いします。

介護保険課からのお知らせ

介護保険料決定(納入)通知書を送付します

普通徴収納付書によるお支払いの方の納付は、町田市役所や市民センターのほか、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでも受け付けています。

本通知はシルバーパスの申請の際の証明書類にもなりますので、シルバーパスをご利用の方がいらっしゃいましたらご案内をお願いします。

シルバーパスの更新時期は毎年9月です。

2018年度から介護保険負担限度額認定制度の案内をお願いします

介護保険負担限度額認定制度は、毎年7月31日が有効期間となっているため、毎年更新する必要があります。2018年度以降は更新通知の発送をやめますので、利用者や家族へ更新の案内をするようお願いします。

なお、更新時期が近づいてきましたら、市から事業所宛に、更新に関するお知らせをメールで行いますので、ご協力をお願いします。

8月から高額介護サービス費の制度が一部改正されます

2017年8月利用分から高額介護サービス費の一般区分の段階が、37,200円から44,400円になります。

改正後3年間、合計所得金額が160万円未満の方は、年間上限額が446,400円になります(月額上限額が37,200円相当)。

在宅療養ガイドブックを作成しました

『住み慣れたわが家で自分らしく生きたい～町田市みんなで支える在宅療養～』が4月に発行されました。これは、在宅療養を行う上で、症状別やその際の相談先など、市民向けに作成されたガイドブックです。配布場所は高齢者福祉課や高齢者支援センター・あんしん相談室です。また、町田市のホームページからも閲覧ができます。

在宅療養を希望する家族に対しては、市及び医師会で作成したこのガイドブックの紹介をお願いします。

スケジュール

2017年6月15日 介護保険負担限度額認定更新のお知らせ発送
介護保険負担限度額認定証の期限は7月31日です。8月1日以降のものが必要な方は必ず申請してください。
※結果通知発送予定日
7月28日(7月12日受付分)、8月17日(8月3日受付分)
8月31日(8月23日受付分)、以降は申請後10日前後で発送予定

2017年7月3日 介護保険料決定(納入)通知書の発送

2017年7月12日 介護保険負担割合証の発送

給付適正化で！



＜編集・発行元＞

町田市役所介護保険課給付係 適正化担当

住所：町田市森野２－２－２２

電話：０４２－７２４－４３６６